

「Bank Pay取引規定」新旧対照表

以下に記載するほか、規定全体の表記・言い回しを統一するため、一部文言の送り仮名、句読点、項番の表記などを改定します。

改定前	改定後
<p>1の2. (公金納付)</p> <p>(1) <u>機構所定のBank Pay公的加盟機関規約</u> <u>(以下「B P公的加盟機関規約」といいます。)</u> <u>を承認のうえ、B P公的加盟機関規約所定のB P公的加盟機関として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関</u> <u>(以下「B P加盟機関銀行」といいます。)とB P公的加盟機関規約所定のBank Pay公的加盟機関契約を締結した法人</u> <u>(以下「B P公的加盟機関」といいます。)に対して、B P公的加盟機関規約に定めるB P公的加盟機関に対する公的債務</u> <u>(以下「公的債務」といいます。)の支払いのために、利用者が利用者アプリ等を機構所定の方法で操作した場合には、B P加盟機関銀行が当該公的債務の立替払いを行うものとします。この場合、利用者は、B P加盟機関銀行に対して、当該立替払いの費用に係る補償債務を負担するものとします。利用者は、当該補償債務を、登録預金口座からの預金の引き落しによって支払うものとし、これら一連の取引についてもBank Pay取引に含まれるものとします。但し、当該Bank Pay公的加盟機関契約の定めに基づき、登録預金口座がB P公的加盟機関で利用できない場合があります。</u></p>	<p>1の2. (公金納付)</p> <p>(1) <u>利用者が、次の各号のうちのいずれかの者</u> <u>(以下「B P公的加盟機関」といいます。)に対して、</u> <u>機構所定のBank Pay公的加盟機関規約</u> <u>(以下「B P公的加盟機関規約」といいます。)</u> <u>に定めるB P公的加盟機関に対する公的債務</u> <u>(以下「公的債務」といいます。)の支払いを行うために、利用者アプリ等を機構所定の方法で操作した場合には、第1号においてはB P加盟機関銀行が、第2号においてはB P決済代行機関が当該公的債務の立替払いを行うものとします。この場合、利用者は、B P加盟機関銀行に対して、当該立替払いの費用(第2号においてはB P加盟機関銀行がB P決済代行機関に對し負担する補償債務に係る費用)に係る補償債務を負担するものとします。利用者は、当該補償債務を、登録預金口座からの預金の引き落しによって支払うものとし、これら一連の取引についてもBank Pay取引に含まれるものとします。但し、当該Bank Pay公的加盟機関契約の定めに基づき、登録預金口座がB P公的加盟機関で利用できない場合があります。</u></p> <p>A. <u>B P公的加盟機関規約を承認のうえ、B P公的加盟機関規約所定のB P公的加盟機関として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関</u> <u>(以下「B P加盟機関銀行」といいます。)とB P公的加盟機関規約所定のBank Pay公的加盟機関契約を締結した地方公共団体その他機構所定の機関。</u></p> <p>B. <u>B P公的加盟機関規約を承認のうえ、B P公的加盟機関規約所定のB P決済代行機関と同規約所定のBank Pay間接公的加盟機関契約を締結した地方公共団体その他機構所定の機関。但し、B P公的加盟機関規約所定の当該Bank Pay間接公的加盟機関契約の定めに基づき、登録預金口座を、B P間接公的加盟機関で利用することができない場合があります。</u></p>
<p>(2) 前項の定めに基づくBank Pay取引については、「B P加盟店」を「B P公的加盟機関」、「B P加盟店銀行」を「B P加盟機関銀行」、「売</p>	<p>(2) 前項の定めに基づくBank Pay取引については、「B P加盟店」を「B P公的加盟機関」、「B P直接加盟店」を「B P決済代行機関」、「B</p>

改定前	改定後
<p><u>買取引債務</u>を「<u>公的債務</u>」とそれぞれ読み替えたうえで、この規定（第3条第4項第3号および第4条を除く。）を適用するものとします。</p>	<p><u>B P加盟店銀行</u>を「<u>B P加盟店銀行</u>」、「<u>売買取引債務</u>」を「<u>公的債務</u>」、「<u>加盟店端末</u>」を「<u>B P公的加盟店に設置された機構所定の端末</u>」とそれぞれ読み替えたうえで、この規定（第3条第4項第3号および第4条を除く。）を適用するものとします。</p>
<p>4. (Bank Pay取引契約等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 前二項によりBank Pay取引契約が成立したときは、その成立に先立って利用者によって次の行為がなされたものとみなします。</p> <p>(省略)</p> <p>(4) <u>前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示</u>」とは、利用者が売買取引に関してB P加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取り消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引き渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</p> <p>(5) (省略)</p>	<p>4. (Bank Pay取引契約等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 前二項によりBank Pay取引契約が成立したときは、その成立に先立って利用者によって次の行為がなされたものとみなします。<u>ただし、B P加盟店とB P加盟店銀行その他の者との間の取り決めにより、売買取引債務に係る債権の譲渡が行われない場合は、次の第1号の行為のみがあったものとみなします。</u></p> <p>(省略)</p> <p>(4) <u>前項第2号の「抗弁を放棄する旨の意思表示</u>」とは、利用者が売買取引に関してB P加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取り消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引き渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</p> <p>(5) (省略)</p>
<p>4の2. (立替払いの場合の特則)</p> <p>(1) 立替払い方式の場合は、利用者が利用者アプリ等において第3条第2項により本人認証を行い、かつ、Bank Pay取引を実行した時に、加盟店端末への通知その他の機構所定の方法でB P加盟店に口座引き落し確認を表す電文が通知されないことを解除条件として、<u>B P加盟店銀行</u>が利用者に代わって売買取引債務を支払う旨の契約が利用者と当該B P加盟店との間で成立するものとし、この契約もBank Pay取引契約に含めるものとします。また、この場合、当該B P加盟店銀行は自らまたはB P直接加盟店もしくはB P任意組合を通じて当該売買取引債務の<u>立替払いをするものとし</u>、利用者は第1条第2項および第1条の2第1項に基づき当該B P加盟店銀行に対して負担する補償債務を、登録預金口座からの引き落しによって支払うものとします。なお、預金引き落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。</p>	<p>4の2. (立替払いの場合の特則)</p> <p>(1) 立替払い方式の場合は、利用者が利用者アプリ等において第3条第2項により本人認証を行い、かつ、Bank Pay取引を実行した時に、加盟店端末への通知その他の機構所定の方法でB P加盟店に口座引き落し確認を表す電文が通知されないことを解除条件として、<u>B P加盟店銀行（第1条の2第1項第2号の場合にあっては、B P直接加盟店）</u>が利用者に代わって売買取引債務を支払う旨の契約が利用者と当該B P加盟店との間で成立するものとし、この契約もBank Pay取引契約に含めるものとします。また、この場合、当該B P加盟店銀行は自らまたはB P直接加盟店もしくはB P任意組合を通じて当該売買取引債務の<u>立替払いをするものとし（第1条の2第1項第2号の場合にあっては、B P直接加盟店が当該売買取引債務の立替払いをし、B P加盟店銀行が当該立替払いに基づく補償債務をB P直接加盟店に履行するものとし）</u>、利用者は第1条第2項および第1条の2第1項に基づき当該B</p>

改定前	改定後
<p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>9. (利用者端末の盗用等による損害等)</p> <p>(1) 利用者以外の第三者により不正に利用者の預金口座が登録されたこと、または、利用者端末の紛失もしくは盗難(以下「盗難等」といいます。)にあったこと等により、第三者によって不正に行われたBank Pay取引(以下「不正利用」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、利用者は当社に対して当該不正利用にかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。但し、不正利用が次条に該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>(省略)</p> <p>(2) 前項の請求がなされた場合、当該不正利用が利用者の故意による場合を除き、当社は、当社への通知が行われた日の30日(当社に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を超えた日数)前の日以降になされた不正利用にかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。但し、当該不正利用が行われたことについて、当社が善意かつ無過失であり、かつ、利用者に過失があることを当社が証明した場合には、当社は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p>	<p>P加盟店銀行に対して負担する補償債務を、登録預金口座からの引き落としによって支払うものとします。なお、預金引き落としの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>9. (利用者端末の盗用等による損害等)</p> <p>(1) 利用者以外の第三者により不正に利用者の預金口座が登録されたこと、または、利用者端末の紛失もしくは盗難(以下「盗難等」といいます。)にあったこと等により、第三者によって不正に行われたBank Pay取引(以下、<u>本章において</u>「不正利用」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、利用者は当社に対して当該不正利用にかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。但し、不正利用が次条に該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>(省略)</p> <p>(2) 前項の請求がなされた場合、当該不正利用が利用者の故意による場合を除き、当社は、当社への通知が行われた日の30日(当社に通知することができないやむを得ない事情があることを利用者本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を超えた日数)前の日以降になされた不正利用にかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下、<u>本章において</u>「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。但し、当該不正利用が行われたことについて、当社が善意かつ無過失であり、かつ、利用者に過失があることを当社が証明した場合には、当社は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p>
<p>12. (Bank Pay取引の取り扱い停止等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>● <u>差押、破産、民事再生申し立て等、利用者の信用状態が著しく悪化したとき</u></p> <p>(省略)</p>	<p>12. (Bank Pay取引の取り扱い停止等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p><u>C. 差押、破産手続き開始、民事再生手続き開始の申立て等、利用者の信用状態が著しく悪化したとき。</u></p> <p>(省略)</p>

改定前	改定後
(4) (省略)	<p>(4) (省略)</p> <p>第2章 Bank Payことら送金</p> <p>13. (適用範囲)</p> <p>本章の規定は、当社が提供する少額送金サービスである「Bank Payことら送金」(以下「BPことら送金」といいます。)を機構が提供する利用者アプリを通じて行う場合に適用されます。なお、本章において「利用者アプリ」とは、機構が提供する利用者アプリのみを指すものとします。なお、BPことら送金のうち、「特定用途送金」については、第26条の定めが本章の他の定めに優先して適用されるものとします。</p>
(新設)	<p>14. (登録の方法等)</p> <p>(1) 利用者アプリを用いてBPことら送金を行う場合には、第2条に従って利用者アプリに預金口座を登録することが必要となります。</p> <p>(2) 第2条第2項から第4項までの規定は、利用者アプリを用いたBPことら送金に関し、「Bank Pay取引」とあるのを「BPことら送金」と読み替えて適用するものとします。</p>
(新設)	<p>15. (利用者アプリを用いたBPことら送金の方法等)</p> <p>(1) 利用者が、利用者アプリを用いてBPことら送金を行う場合は、送金額、送金先となる金融機関(資金移動業者を含み、以下「受取金融機関」といいます。)に関する情報、送金先となる預金口座に係る口座番号または資金移動業者のアカウント(資金移動業者が為替取引に係るサービスを提供するために資金移動業者のサービスを利用する者ごとに開設されるアカウントをいいます。以下、送金先となる預金口座および資金移動業者のアカウントを総称して「受取口座」といいます。)を特定するための資金移動業者所定のID等の情報その他の利用者アプリ所定の情報(以下「送金情報」といいます。)を入力して、当社に対してBPことら送金の依頼を行うものとします。BPことら送金の依頼に当たっては、送金情報に誤りがないか、よく確認してください。</p> <p>(2) BPことら送金を行う際に利用者アプリにおいて要求された場合には、利用者アプリにおいてパスワード等を入力して本人認証を行ってください。</p> <p>(3) 利用者は、利用者アプリを用いて、当社および利用者アプリ所定の方法で、第2条に基づき利用者アプリに登録した当社の預金口座における預金残高を確認することができます。利用者が本項に基づく預金残高の確認を行った場合、</p>

改定前	改定後
	<p>利用者は、当社が、当該預金残高に係る情報を利用者端末に表示させることを目的として、当該預金残高に係る情報を機構およびB Pことら送金に関して当社と契約を締結した電子決済等代行業者に提供することを承諾するものとします。</p>
(新設)	<p>16. (アカウント代替符号を用いたB Pことら送金)</p> <p>(1) 前条第1項にかかわらず、利用者は、同項に定める受取金融機関に関する情報および口座番号またはID等の情報の入力に代えて、受取人(B Pことら送金における資金の受取人をいいます。以下同じとします。)が設定したアカウント代替符号(B Pことら送金を通じて資金を受け取るために、受取口座に紐づく利用者の携帯電話番号その他の当社所定の符号をいいます。以下同じとします。)を利用者アプリに入力することにより、B Pことら送金を行うことができます。この場合、利用者アプリに入力されたアカウント代替符号は、同項に定める送金情報に含まれるものとします。</p> <p>(2) 利用者は、B Pことら送金を通じて資金を受け取るために、利用者アプリ所定の手続きに従って、アカウント代替符号を設定することができます。当社は、当該手続きに従ってアカウント代替符号が設定されたことを確認した場合には、利用者が自らこれを設定したものとみなすことができるものとします。</p>
(新設)	<p>17. (送金契約の成立)</p> <p>(1) B Pことら送金における送金契約は、当社が第15条第1項の依頼を承諾し、送金資金を受領した時に成立するものとします。</p> <p>(2) 前項の送金契約が成立した場合であっても、当社は依頼内容の明細を記載した受付書等の書面の交付は行いません。依頼内容の詳細は、利用者アプリにおいてご確認ください。</p>
(新設)	<p>18. (送金通知の発信等)</p> <p>(1) 前条の送金契約が成立したときは、当社は、送金情報に基づいて、受取金融機関宛てに送金通知を発信します。</p> <p>(2) 当社が前項に基づく送金通知を発信しても、受取金融機関または受取口座の状況等により、受取口座への入金が発信日の翌日以降となる場合があります。</p> <p>(3) 利用者アプリ上で入金完了の表示がなされた場合であっても、受取人による当該送金の受領が拒否され、当該送金額が利用者の預金口座に戻される場合があります。</p>
	19. (B Pことら送金の取り扱い範囲)

改定前	改定後
	<p>(1) 次の場合には、B P ことら送金を行うことはできません。</p> <p>A. 停電、通信障害、システム保守、故障等により B P ことら送金の取り扱いができないとき。</p> <p>B. 1回あたりの送金額が10万円または当社所定の金額のいずれか少ない額を超えるとき。</p> <p>C. 利用者の預金口座の残高が送金額に満たない場合(ただし、当社が当座貸越によりB P ことら送金の実行を認めた場合を除きます。)。</p> <p>D. 1日当たりのB P ことら送金での送金額の合計が、当社所定の金額を超過するとき。</p> <p>E. 受取金融機関がB P ことら送金に対応していないとき、受取金融機関がB P ことら送金に係る送金資金の受入れを拒んだとき、または受取金融機関所定のB P ことら送金に係る送金資金の受入れができない日または時間帯であるとき。</p> <p>F. 受取口座が実在しないとき、または、受取金融機関において凍結されているとき。</p> <p>G. 利用者または受取人が、非居住者(所得税法第2条第1項第5号に定める「非居住者」をいいます。)であるとき。</p> <p>H. 利用者または受取人が個人ではないとき。</p> <p>I. 利用者が送金情報を当社所定の回数誤って入力したとき。</p> <p>J. 送金の実行に当たって利用者の本人認証ができないとき。</p> <p>K. 利用者アプリが機能していないとき。</p> <p>L. 利用者端末の故障・破損により、利用者アプリの利用が困難な場合。</p> <p>M. 当社所定のB P ことら送金を行うことができない日または時間帯であるとき。</p> <p>N. 利用者による預金口座の利用が当社によって停止されているとき。</p> <p>O. 受取口座が不適当と当社が判断した場合。</p> <p>P. その他、B P ことら送金の実施が不適当と当社が判断した場合。</p> <p>(2) 利用者の送金依頼に基づいて当社が第17条に従い送金資金を受領した後に、当該送金依頼に係る送金が前項各号に該当することが判明した場合には、当社所定の方法で利用者の預金口座に返金されます。</p>
(新設)	<p>20. (B P ことら送金依頼時等の認証等)</p> <p>(1) 当社は、利用者アプリを用いて行われるB P ことら送金の際に当該B P ことら送金が利用者</p>

改定前	改定後
	<p><u>本人によるものであることを、次の各号に定める方法で確認します。</u></p> <p><u>A. B Pことら送金の操作等の際に入力等されたパスワード等が、あらかじめ利用者アプリにおいて設定されたパスワード等と一致することの確認。</u></p> <p><u>B. B Pことら送金の際に使用された端末が利用者アプリに利用者本人の利用者端末として登録された端末であることの、利用者アプリ所定の方法での確認。</u></p> <p><u>(2) 当社が前項に基づいて利用者本人によるB Pことら送金であることを確認し、相違ないものと認めてその取り扱いを行ったうえは、それが偽造、変造、盗用、第三者による成りすまし、その他の事故により、利用者本人による取引でなかった場合でも、当社は当該取引を有効なものとして取り扱います。また、そのために生じた損害については、第24条に定める場合を除き、当社は責任を負いません。</u></p> <p><u>(3) 当社は、利用者によるB Pことら送金の利用状況などを勘案して、必要に応じて利用者に対して、登録預金口座のキャッシュカードまたは通帳、本人確認書類の提示等を要求する場合があります。</u></p>
(新設)	<p><u>2.1. (取引内容の照会等)</u></p> <p><u>(1) 利用者は、受取口座においてB Pことら送金による入金が確認できない場合は、速やかに当社に連絡してください。</u></p> <p><u>(2) 当社が発信した送金通知について受取金融機関から照会があった場合には、利用者アプリに登録された利用者の連絡先または利用者が当社に届け出た連絡先宛に、依頼内容について照会することができます。この場合には、速やかに回答してください。当社からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当社は責任を負いません。</u></p>
(新設)	<p><u>2.2. (送金依頼の取消し、変更等)</u></p> <p><u>(1) B Pことら送金の依頼は、取消しまたは変更をすることはできません。</u></p> <p><u>(2) 利用者は、B Pことら送金を用いて誤った送金先に送金した場合には、当事者間においてこれを解決するものとし、当社は責任を負いません。</u></p>
(新設)	<p><u>2.3. (送金手数料)</u></p> <p><u>当社は、利用者によるB Pことら送金の利用に当たり、当社所定の手数料を登録預金口座から当社所定</u></p>

改定前	改定後
	<p>の時期に引き落とすことにより申し受けます。</p> <p>2.4. (利用者端末の盗用等による損害等)</p> <p><u>(1) 盗難等にあったこと等により、第三者によって不正に行われたB Pことら送金</u>（以下、本章において「不正利用」といいます。）について、次の各号のすべてに該当する場合、利用者は当社に対して当該不正利用にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。</p> <p>A. <u>利用者端末の盗難等に気付いたとき</u>（利用者以外の第三者により不正に利用者の預金口座が登録された場合にあっては、不正利用されたことに気づいたとき）に、直ちに当社への通知が行われていること。</p> <p>B. <u>当社の調査に対し、利用者より十分な説明が行われていること。</u></p> <p>C. <u>当社に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の不正利用にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。</u></p> <p><u>(2) 前項の請求がなされた場合、当該不正利用が利用者の故意による場合を除き、当社は、当社への通知が行われた日の30日</u>（当社に通知することができないやむを得ない事情があることを利用者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数）前の日以降になされた不正利用にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、本章において「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。但し、当該不正利用が行われたことについて、当社が善意かつ無過失であり、かつ、利用者に過失があることを当社が証明した場合には、当社は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p><u>(3) 前二項の規定は、第1項にかかる当社への通知が、利用者以外の第三者により不正に利用者の預金口座が登録された場合の不正利用が最初に行われた日または利用者端末の盗難等があった日</u>（当該盗難等があった日が明らかでないときは、当該盗難等にかかる利用者端末を用いた不正利用が最初に行われた日）から、2年を経過する日より後に行われた場合には、適用されないものとします。</p> <p><u>(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当社が証明した場合には、当社は補てんを行いません。</u></p> <p>A. <u>当該B Pことら送金が行われたことについて</u></p>

改定前	改定後
	<p><u>て当社が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。</u></p> <p><u>a. 利用者に重大な過失があることを当社が証明した場合</u></p> <p><u>b. 利用者の配偶者、二親等内の親族、同居の家族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など）によって行われた場合</u></p> <p><u>c. 利用者が、被害状況についての当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合</u></p> <p><u>B. 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して利用者端末の盜難等にあった場合。</u></p> <p><u>(5) 前項までの規定の適用は、個人である利用者に限るものとします。</u></p>
(新設)	<p>25. (規定の適用)</p> <p><u>第6条、第8条、第11条、第12条の規定は、「B a n k P a y 取引」とあるのを「B Pことら送金」と読み替えたうえ、B Pことら送金にも適用するものとします。</u></p>
(新設)	<p>26. (特定用途送金に関する留意事項)</p> <p><u>(1) 特定用途送金とは、B Pことら送金のうち、株式会社ことらが別途定める取引（以下「対象取引」といいます。）に関して、特定用途送金の対象となる預貯金口座または資金移動業者のアカウント（以下「対象アカウント」といいます。）と登録預金口座との間で行う送金サービス（対象取引に係る送金が行われる場合において、当社が当該送金に係る資金を対象アカウントから利用者の指定するアカウントに入金する行為も本サービスに含まれるものとします）を指します。</u></p> <p><u>(2) 特定用途送金の要件の詳細については、株式会社ことらのウェブページ（「ことら送金」利用者はこちら>使い方>ことら送金）を確認してください。</u></p>
(新設)	<p>第3章 その他</p> <p>27. (譲渡・質入れの禁止)</p> <p><u>この規定に基づく当社のサービスに係る利用者の権利は、譲渡、質入れすることはできません。</u></p>
13. (規定の変更) (1) (省略) (2) (省略)	<p>28. (規定の変更)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p>

以上